

令和 2 年度土庄町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び土庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年土庄町条例第 10 号）第 4 条の規定に基づき、令和 2 年度の土庄町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 3 年 10 月 14 日

土庄町長 三枝 邦彦

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は、公開平等の競争試験又は選考により実施しています。

職員数については、平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間で 11 人の削減を達成しましたが、今後も引き続き定員の適正化に取り組むこととしています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（令和 2 年度）

| 区分 | 任用 | | | | 退職 | | |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|------|----------|
| | 採用 | 昇任 | 降任 | 転任 | 定年 | 身分移管 | 自己都合・その他 |
| 一般行政職 | 6 人 | 34 人 | 1 人 | 0 人 | 3 人 | 0 人 | 3 人 |
| 技能労務職 | 0 人 | 2 人 | 0 人 | 0 人 | 3 人 | 0 人 | 0 人 |
| 計 | 6 人 | 36 人 | 1 人 | 0 人 | 6 人 | 0 人 | 3 人 |

(2) 採用試験の実施状況（令和 2 年度）

| 試験の種類 | 区分 | 内容 | 職種等 |
|-------|--------|--|----------|
| 競争試験 | 大学卒業程度 | 1 次試験 筆記試験 2 次試験 口述試験 3 次試験 口述試験 | 行政事務 |
| | 短大卒業程度 | | 保育教諭、保健師 |
| | 高校卒業程度 | | 行政事務 |

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法であり、選考とは特定の者が特定の職に就く適格性を有するかどうかを確認する方法である。

(3) 採用者数（令和 2 年度採用試験実施分）

| 試験の種類 | 試験の名称 | 試験区分 | 申込者数 | 採用者数 |
|-------|--------|------|------|------|
| 競争試験 | 大学卒業程度 | 行政事務 | 20 人 | 6 人 |
| | 短大卒業程度 | 保育教諭 | 8 人 | 7 人 |
| | | 保健師 | 2 人 | 1 人 |
| | 高校卒業程度 | 行政事務 | 2 人 | 1 人 |

2 職員数

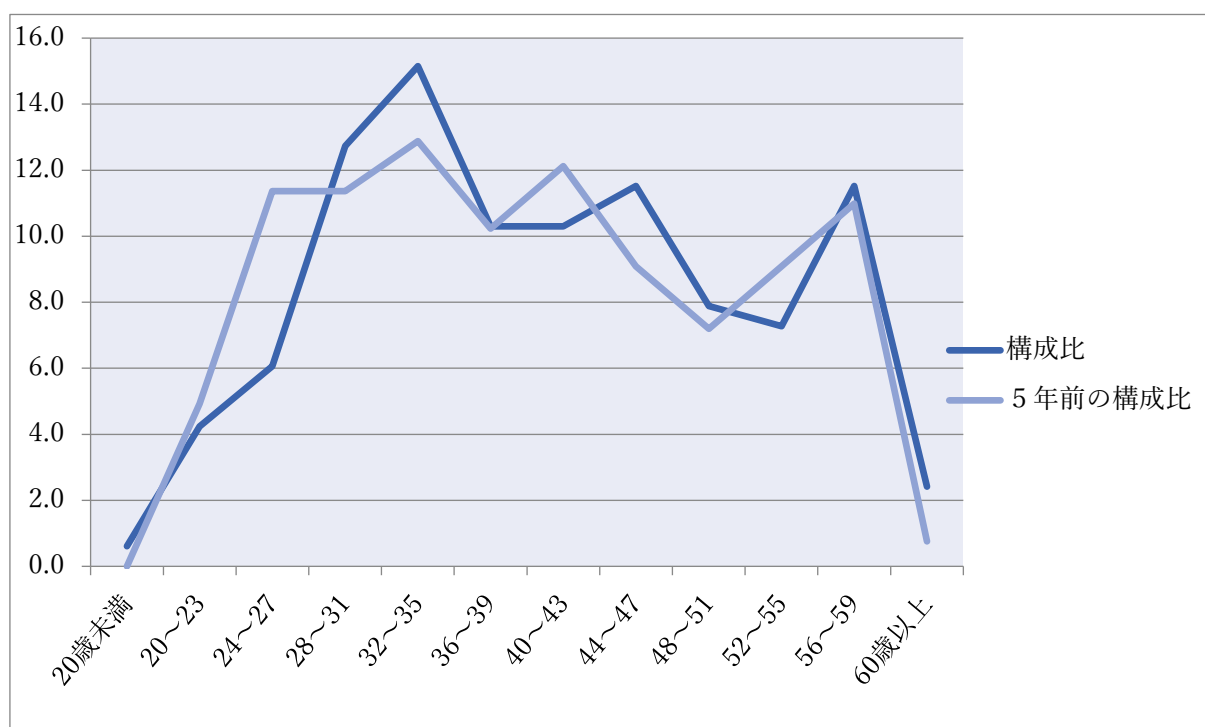
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

| 部 門 | | 区 分 | 職 員 数 | | 対 前 年 増 減 数 | 主 な 増 減 理 由 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|----------------|----------------|---|--|
| | | | 令和2年 | 令和元年 | | |
| 普 通 会 計 部 門 | 一 般 行 政 部 門 | 議 会 | 2人 | 2人 | 0人 | 職員派遣による増 勤務条件改善による増 予算区分見直しによる増 勤務条件改善による増 事務の統廃合縮小等による減 勤務条件改善による増 |
| | | 総務企画 | 23人 | 22人 | 1人 | |
| | | 税 務 | 9人 | 8人 | 1人 | |
| | | 民 生 | 39人 | 21人 | 18人 | |
| 衛 生 | | 14人 | 13人 | 1人 | | |
| 農林水産 | | 9人 | 9人 | 0人 | | |
| 商 工 土 木 | | 4人 13人 | 5人 11人 | △1人 2人 | | |
| | 計 | 113人 | 91人 | 22人 | <参考> 人口1万人当たり職員数 82.24人 (類似団体の人口1万当たりの職員数87.85人) | |
| | 教育部門 | 17人 | 37人 | △20人 | 予算区分見直しによる減 | |
| | 小 計 | 130人 | 128人 | 2人 | <参考> 人口1万人当たり職員数 94.61人 (類似団体の人口1万当たりの職員数106.84人) | |
| 公 営 企 業 等 | 会 計 部 門 | 水 道 | 8人 | 9人 | △1人 | 事務の統廃合縮小等による減 |
| | | 病 院 | 1人 | 1人 | 0人 | |
| | | そ の 他 | 26人 | 26人 | 0人 | |
| | 小 計 | 35人 | 36人 | △1人 | | |
| 合 計 | | | 165人 [207人] | 164人 [207人] | 1人 [0人] | <参考> 人口1万当たり職員数 120.08人 |

(注) 1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2 () 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|
| 区 分 | 20歳 未満 | 20歳 ～ 23歳 | 24歳 ～ 27歳 | 28歳 ～ 31歳 | 32歳 ～ 35歳 | 36歳 ～ 39歳 | 40歳 ～ 43歳 | 44歳 ～ 47歳 | 48歳 ～ 51歳 | 52歳 ～ 55歳 | 56歳 ～ 59歳 | 60歳 以上 | 計 |
| 職員数 | 人 1 | 人 7 | 人 10 | 人 21 | 人 25 | 人 17 | 人 17 | 人 19 | 人 13 | 人 12 | 人 19 | 人 4 | 人 165 |

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

| 部門別 年 度 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 2年 | 過去5年間の 増減数(率) |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|
| 一般行政 | 95 | 98 | 100 | 95 | 91 | 113 | 18(18.9) |
| 教育 | 41 | 41 | 37 | 35 | 37 | 17 | △24(△58.5) |
| 普通会計計 | 136 | 139 | 137 | 130 | 128 | 130 | △6(△4.4) |
| 公営企業等 会計計 | 128 | 37 | 32 | 33 | 36 | 35 | △93(△72.7) |
| 総合計 | 264 | 176 | 169 | 163 | 164 | 165 | △99(△37.5) |

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

II 職員の人事評価に関すること

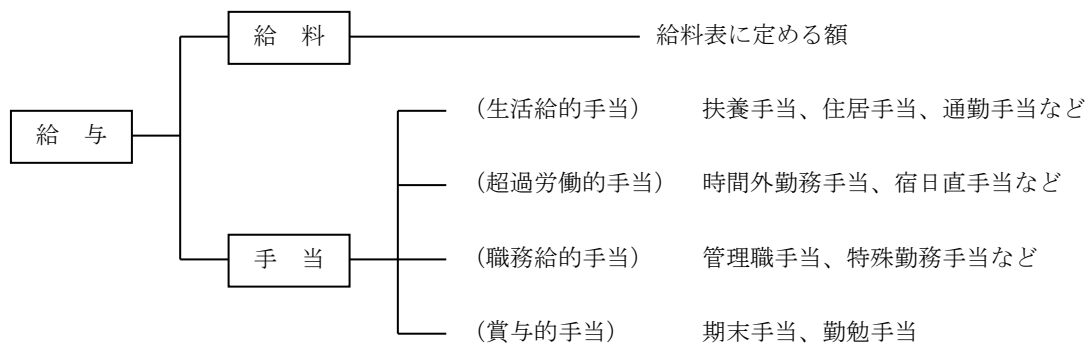
人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません(地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3)。

土庄町では、平成28年度から導入しています。

III 職員の給与に関すること

職員(技能労務職員及び企業職員を除く。)の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません(地方公務員法第24条第1項、第2項及び第5項)。

(参考) 職員の給与体系



(1) 人件費の状況（普通会計決算）（人口は令和3年1月1日現在）

| 区分 | 住民基本 台帳人口 | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | <参考> 令和元年度の 人件費率 |
|-----------|--------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------------------|
| 令和 2年度 | 人 13,514 | 千円 11,722,921 | 千円 1,091,027 | 千円 1,532,387 | % 13.0 | % 12.0 |

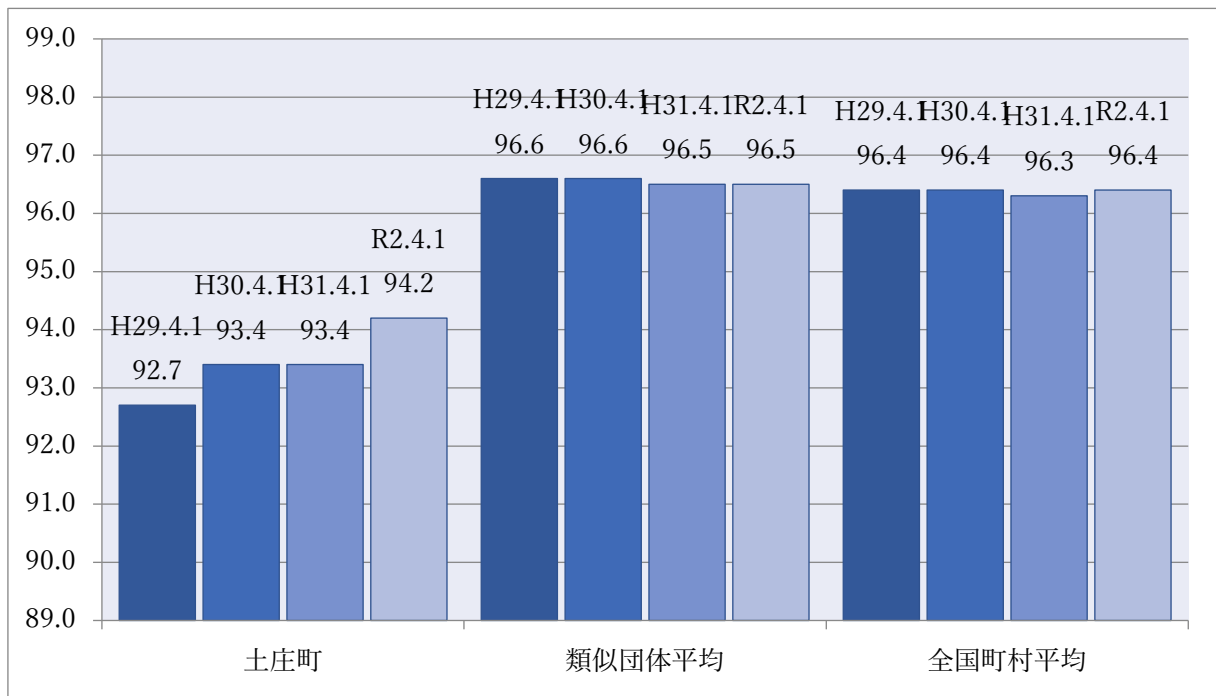
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | <参考> 類似団体平均一人 当たり給与費 |
|-----------|----------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------------|----------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉 手当 | 計 B | | |
| 令和 2年度 | 人 130 | 千円 430,942 | 千円 62,126 | 千円 169,516 | 千円 662,585 | 千円 5,097 | 千円 5,634 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和2年4月1日現在の職員の総数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成 27 年 4 月 1 日

（内容） ・ 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.5%引下げ。
 ・ 若年層については引下げを行わず、高齢層については最大 3%引下げ。
 ・ 激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 ※他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

国に準じ、平成 30 年 3 月 31 日までの間、6 級 55 歳以上の職員に対し、給料月額 1.5%減額を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国比較ベース) |
|------|--------|-----------|-----------|--------------------|
| 土庄町 | 40.9 歳 | 297,500 円 | 341,643 円 | 324,665 円 |
| 香川県 | 43.5 歳 | 327,584 円 | 417,421 円 | 360,474 円 |
| 国 | 43.2 歳 | 327,564 円 | — | 408,868 円 |
| 類似団体 | 41.3 歳 | 304,566 円 | 349,405 円 | 330,531 円 |

②技能労務職

| 区 分 | 公務員 | | | | 平均給与月額 (国比較ベース) |
|------|--------|---------|-----------|-----------|--------------------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | |
| 土庄町 | 52.2 歳 | 14 人 | 259,500 円 | 292,936 円 | 274,278 円 |
| 香川県 | 53.3 歳 | 11 人 | 313,775 円 | 338,183 円 | 332,165 円 |
| 国 | 50.9 歳 | 2,319 人 | 287,283 円 | — | 328,862 円 |
| 類似団体 | 50.9 歳 | 5 人 | 291,621 円 | 311,258 円 | 300,824 円 |

(2) 職員の初任給の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

| 区 分 | | 土庄町 | 香川県 | 国 |
|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 188,700 円 | 188,700 円 | 182,200 円 |
| | 高 校 卒 | 154,900 円 | 154,900 円 | 150,600 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 154,900 円 | 143,800 円 | — |
| | 中 学 卒 | 137,300 円 | 136,100 円 | — |
| 教育職 | 大 学 卒 | 188,700 円 | 188,700 円 | 182,200 円 |
| | 高 校 卒 | 154,900 円 | 154,900 円 | 150,600 円 |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|-------|-----|----------|----------|----------|---------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 244,100円 | 318,750円 | 378,750円 | — |
| | 高校卒 | — | — | 345,350円 | — |
| 技能労務職 | 高校卒 | — | — | — | — |
| | 中学卒 | — | — | — | — |
| 教育職 | 短大卒 | — | — | — | — |

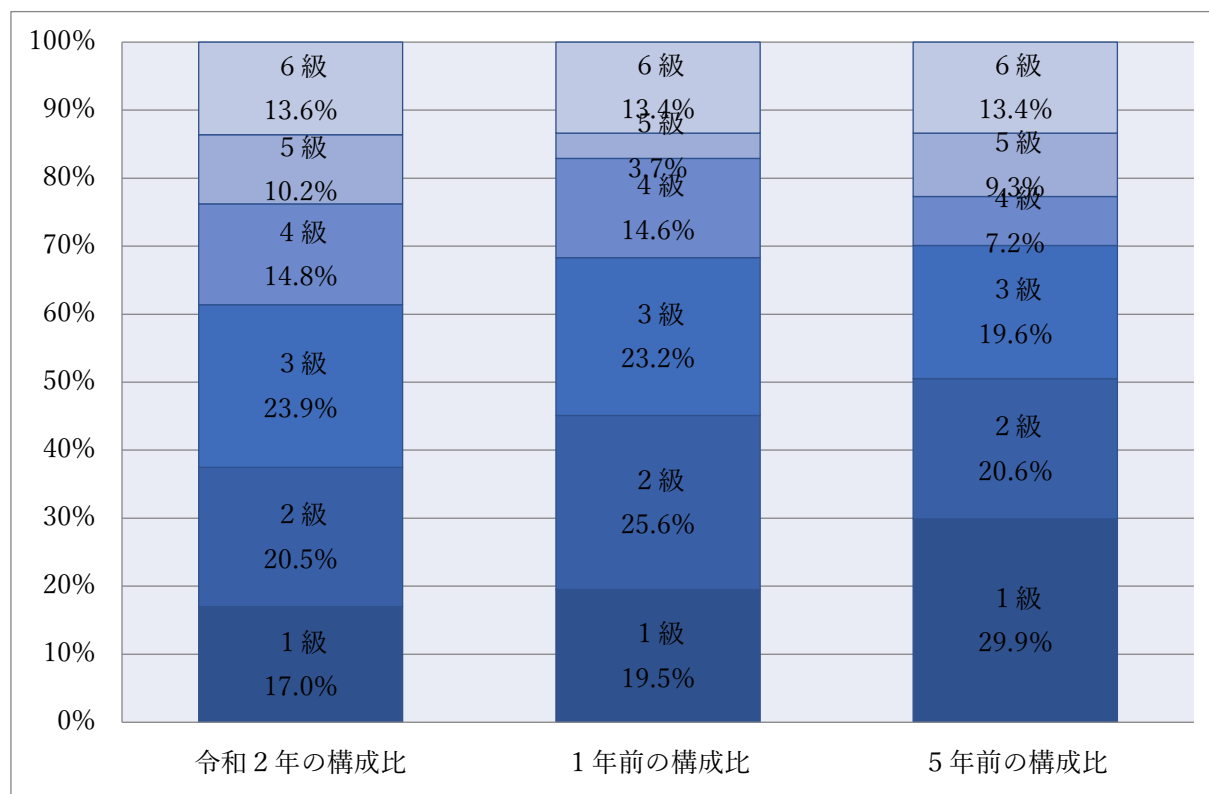
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

| 区 分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|-----|-----------|------|-------|-----------|-----------|
| 1 級 | 主事、技師 | 15 人 | 17.0% | 146,100 円 | 247,600 円 |
| 2 級 | 主任主事、主任技師 | 18 人 | 20.5% | 195,500 円 | 304,200 円 |
| 3 級 | 係長 | 21 人 | 23.9% | 231,500 円 | 350,000 円 |
| 4 級 | 副主幹 | 13 人 | 14.8% | 264,200 円 | 381,000 円 |
| 5 級 | 課長補佐 | 9 人 | 10.2% | 289,700 円 | 395,000 円 |
| 6 級 | 課長 | 12 人 | 13.6% | 319,200 円 | 410,200 円 |

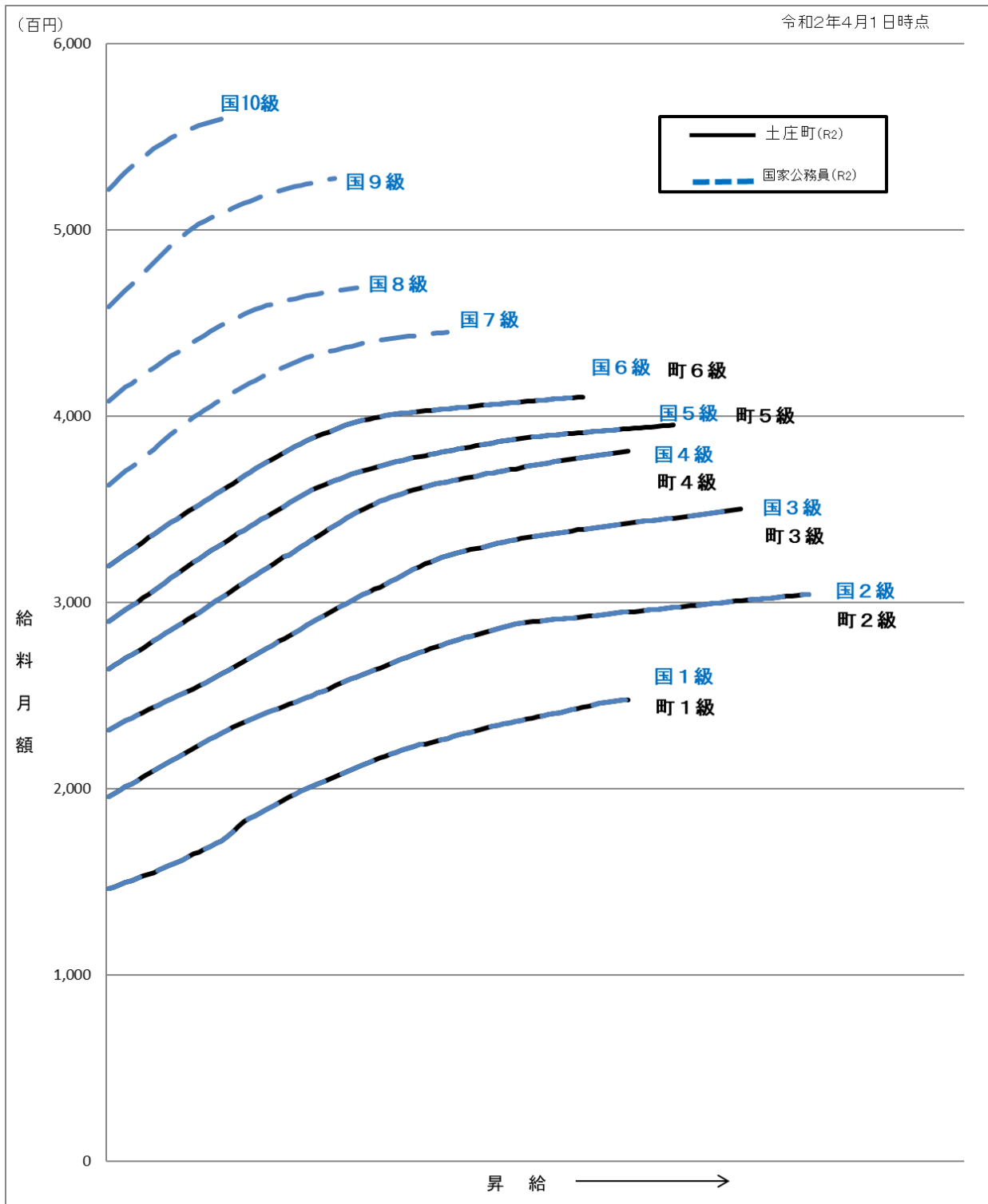
(注) 1 土庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成25年に級別職務分類表を改正。(旧級別職務分類表の6級、5級及び4級の職務を明確化)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

| 令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用 | 管理職員 | | 一般職員 | |
|--------------------------------|---------|---------------|---------|---------------|
| イ. 人事評価を活用している | ○ | | ○ | |
| 活用している昇給区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある 区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある 区分 |
| 上位、標準、下位の区分 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 上位、標準の区分 | | | | |
| 標準、下位の区分 | | | | |
| 標準の区分のみ（一律） | | | | |
| ロ. 人事評価を活用していない | | | | |
| 活用予定時期 | | | | |

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 土 庄 町 | 香 川 県 | 国 |
|--|---|---|
| 1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,304千円 | 1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,719千円 | — |
| (令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (※2.55)月分 | (令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分 | (令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% |

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 (※)内は、フルタイム（パートタイム）会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（土庄町）

| 令和2年度中における運用 | 管理職員 | | 一般職員 | |
|----------------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| イ. 人事評価を活用している | | | | |
| 活用している成績率 | 支給可能な 成績率 | 支給実績が ある成績率 | 支給可能な 成績率 | 支給実績が ある成績率 |
| 上位、標準、下位の成績率 | | | | |
| 上位、標準の成績率 | | | | |

| | | | | |
|----|--------------|----|--|----|
| | 標準、下位の成績率 | | | |
| | 標準の成績率のみ（一律） | | | |
| ロ. | 人事評価を活用していない | ○ | | ○ |
| | 活用予定時期 | 未定 | | 未定 |

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

| 土 庄 町 | | | 国 | | |
|----------------|-----------|-------------|-------------------------------------|-----------|-------------|
| (支給率) | 自己都合 | 定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 | 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 なし | | | その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2%~45%) | | |
| 1人当たり平均支給額 | 5,472千円 | 12,927千円 | | | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

| 支給実績（令和2年度決算） | | 279千円 | | |
|--------------------------|----------------------|-----------|-------------------|----------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） | | 46,433円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度） | | 4.6% | | |
| 手当の種類（手当数） | | 5 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 (令和2年度決算) | 左記職員に対する 支給単価 |
| 行旅病死等収容 作業従事手当 | 行旅病死等収容 作業に従事した職員 | 行旅病死等収容作業 | 0千円 | 1件につき 2,000円 |
| 火葬業務従事手当 | 火葬業務に従事した 職員 | 火葬業務 | 0千円 | 1死体につき 5,000円 |
| 清掃業務従事手当 | 清掃業務に従事した 職員 | 清掃業務 | 279千円 | 1日につき 400円~1,250円 |
| 介護業務従事手当 | 介護業務従事職員の 特殊勤務手当 | 介護業務 | 0千円 | 1月につき 20,000円 |
| 防疫等作業従事 手当 | 防疫等作業従事職員 の特殊勤務手当 | 防疫等作業業務 | 0千円 | 1件につき 300円~4,000円 |

(5) 時間外勤務手当

| | |
|----------------------|----------|
| 支給実績（令和2年度普通会計決算） | 17,699千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和2年度） | 242千円 |
| 支給実績（令和元年度普通会計決算） | 19,174千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和元年度） | 218千円 |

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (令和2年度決算) | 支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和2年度決算) |
|------------|---|----------|--------------|-------------------|--------------------------------------|
| 扶養手当 | ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 (特定期間の場合5,000円加算) ・上記以外の扶養親族 6,500円 | 同 | — | 14,309千円 | 242,533円 |
| 住居手当 | 借家で家賃に応じ最高27,000円 | 同 | — | 8,664千円 | 279,490円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者は運賃相当額 交通用具利用者 2km～4km 2,100円 4km～6km 3,200円 6km～8km 4,300円 8km～10km 5,300円 10km～12km 6,400円 12km～14km 7,500円 14km～16km 8,500円 16km～ 9,600円 | 異 | 距離区分 を細分化 | 5,245千円 | 76,013円 |
| 管理職手当 | 課長 40,000円 課長補佐 20,000円 副主幹 15,000円 | — | — | 12,900千円 | 300,000円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務1回につき4,400円 | 同 | — | 2,897千円 | 42,609円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 勤務1回につき12,000円以内 | 同 | — | 130千円 | 16,250円 |

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

| 区 分 | | 給 料 | 月 額 | 等 |
|---------|-------|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 給 料 | 町 長 | 763,000 円 | (参考)類似団体における最高/最低額 | |
| | | | 855,000 円 / 550,000 円 | |
| 報 酬 | 副 町 長 | 571,000 円 | 680,000 円 / 476,000 円 | |
| | 議 長 | | 316,000 円 | 408,000 円 / 218,000 円 |
| 期 末 手 当 | 副 議 長 | 269,000 円 | 340,000 円 / 174,000 円 | |
| | 副 議 員 | 245,000 円 | 320,000 円 / 155,000 円 | |
| 退 職 手 当 | 町 長 | (令和元年度支給割合) | | |
| | 副 町 長 | 6月期 1.45月分 | | |
| 備 考 | 副 議 長 | 12月期 1.45月分 | | |
| | 副 議 員 | 計 2.90月分 | | |
| 退 職 手 当 | 町 長 | (算定方式) | (1期の手当額) | (支給時期) |
| | 副 町 長 | 給料月額×在職月数×0.365 | 13,367,760円 | 任期ごと |
| 備 考 | | 給料月額×在職月数×0.220 | 6,029,760円 | 任期ごと |
| | | | | |

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第5項）。

1 勤務時間（令和2年4月1日現在）

| | |
|-------------|--------------------|
| 開始時刻 | 8時30分 |
| 終了時刻 | 17時15分 |
| 休憩時間 | 60分（12時00分～13時00分） |
| 週休日 | 土曜日、日曜日 |
| 1週間の正規の勤務時間 | 38時間45分 |

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（令和2年4月1日現在）

| 休暇の種類 | 事由 | 期間 | 給料 |
|-----------|----------------------|--|-------------|
| 年次有給休暇（※） | 一の年ごとにおける休暇 | 年20日 | 有給 |
| 病気休暇（※） | 負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 | 公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる 必要最小限度の期間 | 有給 |
| | | 私傷病の場合 180日 | |
| 特別休暇 | 選挙権等の行使（※） | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 | 必要と認められる期間 |
| | 証人等として出頭（※） | 証人等として官公署へ出頭する場合 | 必要と認められる期間 |
| | 骨髄移植のための骨髄液の提供（※） | 骨髄液の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合 | 必要と認められる期間 |
| | ボランティア休暇 | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 | 一の年において5日以内 |

| 休暇の種類 | 事由 | 期間 | 給料 |
|-----------------|--|-------------------------------|----|
| 結婚休暇（※） | 職員が結婚する場合 | 連続する5日以内 | 有給 |
| 生理休暇（※） | 女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合 | 2日を超えない範囲内の期間 | 有給 |
| 保健指導・健康診査の受診（※） | 妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合 | 必要と認められる期間 | 有給 |
| 妊婦の通勤混雑緩和（※） | 妊娠中の職員の交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 | 1日1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間 | 有給 |
| 産前休暇（※） | 8週間以内に出産する予定である場合 | 出産の日までの申し出た期間 | 有給 |
| 産後休暇（※） | 女性職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 | 有給 |
| 育児時間（※） | 生後3年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合 | 1日2回それぞれ30分以内 | 有給 |
| 妻の出産 | 職員の妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合 | 2日以内 | 有給 |
| 育児参加 | 職員が妻の産前産後において当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合 | 出産予定日の8週間前から出産後8週間までの期間内で5日以内 | 有給 |
| 子の看護休暇（※） | 中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合 | 一の年において5日以内 | 有給 |
| 短期介護休暇（※） | 配偶者、父母等の者で負傷、疾病等により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 | 一の年において5日以内 | 有給 |
| 親族の死亡（※） | 職員の親族の死亡に伴う行事等のため | 親族に応じ1日～7日 | 有給 |
| 父母の追悼 | 職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しない場合 | 1日以内 | 有給 |
| 夏季休暇（※） | 夏季における諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため | 一の年の6月から9月までの期間内において連続する3日以内 | 有給 |
| 現住居の滅失・破損（※） | 災害等により職員の現住居が滅失又は破損したとき | 7日以内 | 有給 |
| 災害等による出勤困難（※） | 災害等により出勤することが著しく困難な場合 | 必要と認められる期間 | 有給 |
| 通勤途上の危険回避（※） | 災害時の通勤途上における身体の危険を回避する場合 | 必要と認められる期間 | 有給 |
| 介護休暇（※） | 配偶者、父母等の者で負傷、疾病等により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 | 6月の期間内で必要と認められる期間 | 無給 |
| 組合休暇 | 任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合 | 一の年において20日以内 | 無給 |

(注) 上記（※）については、フルタイム会計年度任用職員が対象となる休暇制度である。ただし、年次有給休暇、特別休暇の一部（選挙権等の行使、証人等として出頭、結婚休暇、親族の死亡、夏季休暇、現住居の滅失・破損、災害等による出勤困難、通勤途上の危険回避）以外の休暇の期間は無給となる。

V 職員の休業に関すること

休業制度（令和2年4月1日現在）

| 種 類 | 事 由 | 期 間 | 給料 |
|-------------|---|--|----|
| 育児休業 （※） | 3歳に満たない子を養育する職員 | 子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間 | 無給 |
| 部分休業 （※） | | 1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間 | 無給 |
| 自己啓発等 休業 | 大学等課程の履修又は国際貢献活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものに参加する場合 | 3年を超えない範囲内において条例で定める期間 | 無給 |

（注） 上記（※）については、フルタイム会計年度任用職員が対象となる休業制度である。ただし、正規職員と事由、期間が異なる場合がある。

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

1 分限処分の状況（令和2年度）

| 内 容 | 人 数 | 事案の概要 |
|-----|-----|---------------------|
| 降 給 | 0人 | |
| 降 任 | 0人 | |
| 休 職 | 1人 | 心身の故障のため、長期の療養を要した。 |
| 免 職 | 0人 | |

（注）休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（令和2年度）

| 内 容 | 人 数 | 事案の概要 |
|-----|-----|-------|
| 戒 告 | 0人 | |
| 減 給 | 0人 | |
| 停 職 | 0人 | |
| 免 職 | 0人 | |

Ⅶ 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第32条～第38条）。

営利企業等従事許可の状況（令和2年度）

| 内容 | 件数 |
|---|------|
| 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可 | 0 件 |
| 自ら営利企業を営むことの許可 | 0 件 |
| 報酬を得て事業又は事務に従事することの許可 | 76 件 |

Ⅷ 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされており、土庄町では、平成28年度から取り組んでいます（同法第38条の6第1項）。

Ⅸ 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

職員の研修（令和2年度）

| 区分 | 研修名 | 受講者数 |
|-----------------|---------------------|-------|
| 職場外研修 (派遣研修) | 香川縣市町職員研修センター階層別研修 | 19 人 |
| | 香川縣市町職員研修センター能力開発研修 | 7 人 |
| | 香川縣市町職員研修センター専門研修 | 2 人 |
| | 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏交流研修 | 4 人 |
| | 香川縣市町職員実務研修 | 1 人 |
| | その他派遣研修 | 1 人 |
| 職場内研修 | 性的マイノリティに関する職員研修会 | 116 人 |
| 職場内研修 (その他) | 情報連携に向けた研修 (eラーニング) | 79 人 |
| | 情報セキュリティ研修 (eラーニング) | 78 人 |
| | ハラスメント研修 (eラーニング) | 17 人 |

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合又は公立学校共済組合が制度を運用、実施しています。

このほか、職員は（一財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

| 区分 | 内容 |
|--------------|--|
| 職員の保健等に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ○職員健康診断 令和 2 年度決算額 1,549 千円 <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 令和 2 年度受診者数 62 人 ・人間ドック 令和 2 年度受診者数 95 人 ○ストレスチェック及び面接指導の実施 令和 2 年度決算額 173 千円 <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック 令和 2 年度受診者数 157 人 |
| 香川縣市町村職員共済組合 | <ul style="list-style-type: none"> ○短期給付事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保健給付 療養給付、入院時食事療養費、高額療養費、家族療養費など ・休業給付 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ・災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金など ○長期給付事業 <ul style="list-style-type: none"> ・退職共済年金 組合員期間が 1 か月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（65 歳未満で受給できる特例有） ・障害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ・遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に対し支給 ○福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業 人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ・貯金事業 定時積立・臨時積立の預け入れ ・貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、入学貸付など ・宿泊事業 宿泊施設（ホテルマリンパレスさぬき）の経営 |
| 香川縣市町村職員互助会 | <ul style="list-style-type: none"> ○会員数 166 人 ○会員掛金 1,000 円/月 ○町負担金 令和 2 年度決算額 1,992 千円（1 人当たり 1,000 円/月） ○公費負担率 50% ○負担金事業 人間ドック等助成金、家庭用常備薬配付など ○掛金事業 入学祝金、義務教育修了記念品、結婚祝金、死亡一時金など |

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和 2 年度）

| 公務災害 | 通勤災害 | 計 |
|------|------|-----|
| 1 件 | 0 件 | 1 件 |

XI 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、町から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、土庄町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 なし
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況 なし